導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

姫路市は、これまで基礎素材型産業と加工組立型産業を中心に発展し、古くから受け継がれてきた皮革、鎖、ボルト、ナットなどの地場産業とともに、製造業、いわゆる「ものづくり」の厚い集積があるという特性を備えている。臨海部には鉄鋼、化学などの大企業やそれらを支える技術力のある中小企業が集積し、全国有数の工業地帯を形成している。

しかしながら、我が国では、人口減少・少子高齢社会が到来するなか、本市においても同様の状況にあるとの認識している。このような状況のもと、姫路市の産業の強みである「ものづくり」を活かし、商業・サービス業や観光など他の産業への波及効果による経済の好循環を生み出すことで、地域経済の持続的な発展と安定を目指す。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、播磨地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、年間40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備とし、太陽光発電設備(以下「設備」という。)については、設置者が事業活動のために自ら電力を消費することを目的として設置した設備(余剰電力の売電を目的としたものを含む。)である場合に限る。

※上記以外の設備については、雇用創出や賃上げの後押しに寄与せず、産業集積等の経済波及効果についても希薄であるため対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

姫路市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、姫路市

内全域とする。

(2)対象業種・事業

姫路市の産業は、製造業が中心であるが、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が姫路市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日~令和7年3月31日)とする。

- (2) 先端設備等導入計画の計画期間
 - 3年間、4年間、5年間とする。
- 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項
 - ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用 の安定に配慮すること。
 - ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先 端設備等導入計画の認定の対象としない。
 - ・姫路市税に滞納がないこと。